

権利者不明著作物の利用方法等について  
—国際的な動向と我が国の裁定制度の実績を踏まえて—

明治大学情報コミュニケーション学部

今村哲也

## 1. 国際的な動向について

### (1) 諸外国等の制度アプローチ<sup>1</sup>

制度アプローチ	採用する国など	
著作権の例外／制限	EU 孤児著作物指令	
拡大集中許諾制度	北欧諸国, イギリス	
強制許諾制度①(公的機関による許諾)	日本, 韓国, カナダ	イギリス(未定)
強制許諾制度②(集中管理団体による許諾)	フランス	
侵害訴訟における救済の制限	2006 年米国著作権局報告書	
権利者不明状態の相互承認	EU 孤児著作物指令	

### (2) イギリスにおける近時の動向—2013 年企業・規制改革法<sup>2</sup>及び関連する政策

新しい制度	主な機能	権利者不明著作物への対応
権利者不明著作物の利用に関する強制許諾制度 (CDPA 第 116A 条)	権利者不明著作物の利用許諾に対応	権利者不明著作物の個別利用への対処
拡大集中許諾制度 (CDPA 第 116B 条)	オプトアウトベースの利用許諾により権利クリアランスの過程を簡素化	デジタルアーカイブ事業に伴う大量デジタル化に対応
デジタル著作権取引所と著作権ハブ	デジタル世界における大量の作品の少額な取引に対応するシステムの構築	権利者不明状態の防止／(入念な調査とのリンク)

## 2. 我が国の著作権者不明等の場合の裁定制度の問題点—裁定実績の分析

### (1) 対象としたデータ

1971 年 1 月 1 日(現行法施行日)から 2013 年 6 月 17 日までに掲載された著作権法 67 条第 1 項等に基づく著作権者不明の著作物の利用に関する裁定と補償金額の決定に関する告示(裁定数 132 件)／文化庁公表データ(著作権課『著作権者不明等の場合の裁定制度について—過去の裁定の実績』)

<sup>1</sup> 各制度の詳細については、株式会社情報通信総合研究所編『平成 24 年度文化庁委託事業 諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究報告書』(2013 年 3 月)参照。

<sup>2</sup> Enterprise and Regulatory Reform Act, 2013, c. 24. s.77(3).

## (2) 分析

- ① 過去 5 年間の裁定数の増加は明らかであるが、その大部分は、幾つかのデジタルアーカイブ事業、英語入試問題の権利処理および著作隣接権(実演家の権利)の処理に帰趨する(図1, 図2参照)。
- ② 裁定の利用に際しては、当該権利者不明著作物等について、代替性がある場合とない場合とがある。代替性のない利用形態とは、客観的にみて他の著作物を利用しては意味がない場合を指し、たとえば復刻版がその典型例であるが、転載による利用、英語入試問題や放送番組の二次利用、デジタルアーカイブ事業等もこれに含まれる。
  - A) 英語入試問題の権利処理については、大学側の慣行に問題があり、改善が必要である。
  - B) 放送番組の二次利用に際しての著作隣接権(実演家の権利)の処理については、裁定制度に著作隣接権不明の場合も含めた際の法改正の理由が、実演などの著作隣接権に関わる放送番組などの過去のコンテンツの利用を促進することであったことを考慮すると、裁定制度の更なる利用円滑化を講じてもよいのではないか。
  - C) 代替性のある利用形態(他の作品の素材等として利用する場合)については、通常の許諾スキームの利用円滑化を図ること、あるいはそれを作りだすことが本来的な課題。
- ③ 裁定制度が大規模なデジタルアーカイブ事業のために利用されるようになったのは、1999 年の国立国会図書館による絵本ギャラリー事業が最初であり、現行法が制定された当初から想定されていた状況ではない。ところが、現在までの裁定の利用実績を題号数ベースで見ると、デジタルアーカイブ事業によるものが全体の 98.39%を占めており、同制度におけるプレゼンスが大きい。
- ④ 著作隣接権(実演家の権利)に関する裁定の申請を伴う放送番組の二次利用に関する裁定は、ある意味でデジタルアーカイブ事業と類似した側面を有している。しかし、国会図書館等による出版物のアーカイブ化は、あくまで第三者として、1 つの事業のなかで大量の権利処理を行わなければならないのに対して、放送番組の二次利用については、制作した当事者またはそれに類する立場の者が、1つの作品に含まれる多数の権利処理を伴う作業という位置づけとなり、前提となる状況に異なる部分もある。

## 3. 権利者不明著作物の利用方法等に関する提案

- (1) 大量デジタル化を伴う一定のデジタルアーカイブ事業に対する新制度の導入
  - ① 著作権の例外/制限アプローチ: 分かりやすい方法であるが、いったん著作権の制限規定を創設すると、その分野における通常の許諾スキームの発展を妨げるおそれがあるので、仮にこのアプローチを採る場合には、EU 孤児著作物指令のように、適用要件を限定して対応するべきであろう。
  - ② 強制許諾制度と拡大集中許諾の並列アプローチ(イギリス方式)。更に、通常の利用許諾の円滑化と促進を図るために、デジタル著作権取引所や著作権ハブのようなシステムを導入す

ることも考えられる:我が国では、北欧諸国が主に拡大集中許諾制度で対応してきた問題を、著作権制限規定で対応してきた経緯もあるので、既存の制度とのすみわけも問題となる。

(2) 裁定制度の修正および運用面における調整

- ① 補償金の共通目的基金化／申請者への返金を内容とした新制度:共通目的基金化は、結果として制度の利用者に慈善的寄付を強要するものとなるという批判がある<sup>3</sup>。また、補償金を申請者へ返金したとしても、実際には、著作権調査と連絡先調査のほうがコスト面で大きな問題であるため、裁定制度を通した権利者不明著作物の利用促進という観点からは、抜本的な解決策とならない可能性が高い<sup>4</sup>。
- ② 公表時から相当程度の期間が経過している過去の作品について、権利者を捜すための相当の努力の要件を緩和することが考えられる<sup>5</sup>。

---

<sup>3</sup> David Vaver, *Intellectual Property Law : Copyright, Patents, Trade-Marks* (Toronto : Irwin Law, 2011) , p.263.

<sup>4</sup> たとえば、国立国会図書館による近代デジタルライブラリー事業における明治期刊行図書の著作権許諾処理の実例では、著作権調査のために対象冊数 106,099 タイトル(15,636 冊)について約 1 億 3 千万の経費をかけ 11 ヶ月要し、連絡先調査のためには対象人数約 5 万 5 千人について約 1 億 3 千万の経費をかけて 17 ヶ月かかったという。著作権調査に 1 冊あたり約 1,225 円、連絡先調査に一人あたり約 2,300 円という計算となる。田中久徳「国立国会図書館の資料デジタル化—課題と展望—」デジタルアーカイブフォーラム MLA ワークショップ(2008 年 11 月 18 日)配布スライド資料 13 頁 <[http://daf.lib.keio.ac.jp/public/themes/2008/2008-11-18/daf\\_20081118\\_tanaka.pdf](http://daf.lib.keio.ac.jp/public/themes/2008/2008-11-18/daf_20081118_tanaka.pdf)>(2013 年 10 月 28 日最終閲覧)。なお、このときの補償金の最頻値は 1 冊 51 円であった(平成 18 年文化庁告示第 6 号参照)。

<sup>5</sup> 同様の趣旨のことを述べるものとして、「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第 1 回)」(平成 25 年 6 月 17 日)における道垣内正人委員発言がある。

<[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houki/h25\\_01/gijishidai.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houki/h25_01/gijishidai.html)>(2013 年 10 月 28 日最終閲覧)。

図1 2003年度以降の裁定件数

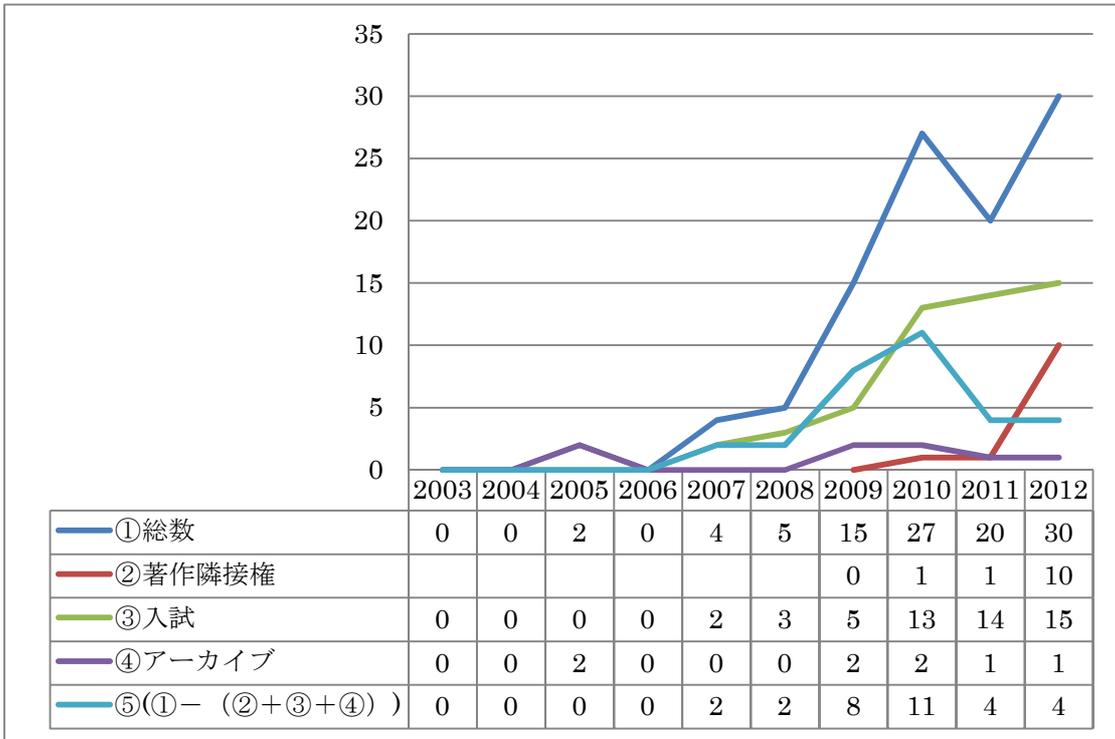


図2 対象となる利用形態に着目した分類

